

伊達市データ駆動型スマート農業推進協議会運営業務委託仕様書

本仕様書は、伊達市（以下「甲」という。）が委託する「伊達市データ駆動型スマート農業推進協議会運営業務委託」に関して必要な事項を定めるとともに受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めるものである。

1 業務の名称

伊達市データ駆動型スマート農業推進協議会運営業務委託

2 本業務の目的

これまでの「経験と勘に頼る農業」から、データに基づいて作物にとってより最適な栽培管理を行う「データ駆動型農業」に転換していくことにより、甲の農業の生産性を高めるため、「伊達市データ駆動型スマート農業推進協議会（以下「協議会」という。）」を設立・運営することを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託料（上限）

金 5,921,000 円（消費税及び地方消費税含む）

5 委託業務内容

面積当たりの園芸（野菜、果実、花き）品目の生産性が全国トップの高知県では、施設園芸を中心として、データ駆動型農業の普及を進め、温度、湿度、CO2濃度、日射量等の環境データに加えて、IoP（Internet of Plants）によって、作物の生理生態情報を可視化し、栽培管理のカイゼンに活用していくことにより、様々な作物の生産性をさらに高めることに成功している。

そこで、高知県並びに高知大学 IoP 共創センターと連携し、甲に応じた形で、データ駆動型農業の確立と全市への普及をさせていくため、以下の（1）から（8）を行うこと。

（1）協議会の運営・連絡調整に関する支援

協議会を年3回開催し、運営及び連絡調整について支援を行うこと。

- ① 協議会参画者との日程調整を行うこと。
- ② 事前に環境測定装置を設置している生産者モニターの状況をヒアリングするとともに、高知大学 IoP 共創センターからのデータ分析結果など進捗資料の収集を行うこと。
- ③ 上記②について「進捗報告資料」を作成し、協議会において本市担当者及び協議会参画者へ報告を行うこと。

- ④ 開催した協議会の議事録作成を行うこと。なお、協議会委員の選任並びに協議会委員への報酬は甲が負担する。

(2) 打ち合わせ及び記録等

- ① 乙は、作業の進捗状況や甲が必要と認める項目について、甲の求めに応じ、乙は随時、報告や業務内容に関する資料の提出を行うこと。
- ② 乙は、委託業務の作業状況について、臨時の報告や協議が必要な事由が発生したときは、速やかに甲に報告を行うこと。
- ③ 乙は、甲と必要な打ち合わせを実施した際、議事録を作成し、甲に提出して承認を受けること。
- ④ 乙は、本業務に着手するにあたり、甲と共同で行なわなければならない作業項目及び甲に依頼する作業項目と頻度を提示すること。また、これらの内容に変更が必要な場合は、その都度その内容を甲に提示すること。
- ⑤ 甲が必要と認めた場合、進捗管理等に関する報告を行うための資料を作成し提出すること。

(3) 環境測定装置の設置並びに移設作業

- ① きゅうり栽培が開始される6月頃に10台（農家10件）へ環境測定装置を設置すること。なお、設置場所は甲において指定する。
- ② いちごの栽培が開始される10月頃にきゅうりハウスに設置した環境測定装置をいちごハウス10件に移設すること。なお、設置場所は甲において指定する。
- ③ 環境測定装置の購入並びにクラウド等への通信費用は甲が負担する。
- ④ 環境測定装置並びに移設に必要な備品や消耗品等は乙にて準備すること。

(4) 高知大学 IoP 共創センター及び高知県職員による現地指導

生産者や環境測定装置の稼働状況など定期的な確認をするため、年間4回（6月、9月、11月、3月）、高知大学 IoP 共創センター職員または高知県職員が福島県伊達市に来る際の日程調整と所属機関への手続き並びに旅費を支払うこと。

なお、現地指導料として、100,000 円／回、並びに旅費は公共交通機関利用の実額に宿泊費 11,800 円／泊と日当 2,600 円／日を加算し支払いをすること。

- ① 現地指導料 100,000 円×4回
- ② 高知県からの派遣回数と人数 4往復×4名
- ③ 東京都からの派遣回数と人数 4往復×4名

(5) 共有会議の開催

6月～8月に3回、10月～2月に4回環境測定装置を設置した生産者及び甲、協議会、JA ふくしま未来農業協同組合営農指導員、高知県職員、高知大学 IoP 共創センターを交えた共有会議を計7回実施すること。

なお、オンライン形式とし、ミーティング環境（ホスト）を準備するとともに、高知大学 IoP 共創センターに対し 75,000 円／回を支払うこと。

(6) 環境測定装置を設置した生産者モニターとの調整

生産者の悩みや機器の状況を確認するため、環境測定装置を設置している生産

者への定期的な訪問や状況確認し伴走支援をすること。

なお、生産者モニターの募集・選考は甲が行う。

(7) 先進地視察への同行

甲が主催する本業務に関する先進地視察へ同行（年1回）すること。

なお、先進地視察に要する交通費や謝礼は甲が負担する。

(8) 事例報告会の開催

データ駆動型スマート農業を普及させるため、モニターの生産者と市内の農業者及び営農指導員等を対象に令和8年3月に甲が指定する会場にて事例報告会を企画・運営すること。

6 業務委託履行担当者

(1) 乙は、業務委託を履行するにあたり、業務委託履行担当者を定め、甲へ事前に通知する。

(2) 業務委託履行担当者は、委託の趣旨に従い、乙の責任において業務委託を完遂すること。

(3) 業務委託履行担当者に事故ある時は、必要に応じて直ちにその旨を甲に報告し、臨時担当者の氏名を甲へ通知の上、業務委託を履行すること。また、臨時担当者に事故ある場合、速やかに代理の者を選任し甲へ通知すること。

7 成果品

(1) 業務報告書（2部）

(2) 関係資料その他必要書類一式

(3) 上記成果品の電子データ（CD-R）一式

8 成果品の帰属等

本業務で履行した内容や環境測定装置のデータおよびIDやパスワードは、全て甲に帰属するものとする。乙は、成果品又は収集した資料を善良な管理のもと5年間保存し、甲の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。

9 支払い方法

当該契約における委託料の支払いについては、業務委託料を1期（契約締結日～9月）、2期（10月～翌年3月）に分割し、各期の履行確認をしたうえで、甲が乙からの適法な請求書の提出を受け、支払うこととする。

10 提出書類

乙は、業務の実施に当たって次の書類を甲に提出し、承認を得るものとする。変更が生じた場合も同様とする。

(1) 着手届

- (2) 業務委託履行担当者届
- (3) 作業実施計画書
- (4) 業務工程表
- (5) その他甲が指示する書類

11 打合せ・協議

乙は、業務の実施に当たっては、甲と打合せを綿密に行い、作業上の打合せ事項については、協議書又は議事録を作成するとともに、進捗状況を随時報告するものとする。

12 再委託等の制限

乙は、本業務の全部又は一部を再委託し、若しくは請負わせてはならない。
ただし、事前に書面にて報告し、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

13 機密の保持

乙は、本業務において知り得た情報について、他に漏洩し、又は引用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

14 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護法を遵守し、適切な扱いをすること。

15 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた事項は、速やかに甲と乙が協議の上、甲の指示に従うものとする。

16 担当課

伊達市産業部農政課（担当：長谷川、國場）

所在地 〒960-0692 伊達市保原町字舟橋 180 番地

電 話 024-573-5635

メールアドレス nousei@city.fukushima-date.lg.jp